

「もしも」のときに、
「あなた」のために。



医薬品 副作用被害 救済制度



ドクトルQ

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。

医薬品は、適正に使用していてもなお、副作用を完全に防ぐことは困難です。

胃のむかつきや眠気などの軽い症状で済む場合もあれば、

まれに入院が必要になるほどの重篤な副作用もあります。

このように入院治療が必要になるなどの重篤な健康被害が発生した場合には、
救済給付を行う公的な制度があります。

請求の方法や給付の種類、救済の対象とならない場合などをご案内しておりますので、
まずは電話やメールでご相談ください。

詳しくは または で

救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

救済制度相談窓口



0120-149-931

電話受付時間：[月～金] 9時～17時（祝日・年末年始を除く）

Eメール：kyufu@pmda.go.jp

医薬品副作用被害救済制度の基本

医薬品副作用被害救済制度とは

医薬品副作用被害救済制度は、**病院・診療所で処方されたお薬、薬局で購入したお薬を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により、入院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済**するものです。

※昭和55年5月1日以降に使用した医薬品が原因となって発生した副作用による健康被害が対象となります。

よくあるご質問にドクトルQ がお答えします!



Q. 請求はどのようにすればよいですか？

A. 給付の請求は、健康被害を受けたご本人またはその遺族が直接、PMDAに対して行います。

その際に、**医師の診断書**などが必要となります。まずは、電話やメールでご相談ください。



Q. 給付の支給決定はどのようにして決まるのですか？

A. 提出いただきました書類をもとに、厚生労働省が設置し外部有識者で構成される薬事・食品衛生審議会における審議を経て、支給の可否が決定されます。支給の可否については、PMDA からご連絡いたします。



Q. 給付にはどのような種類がありますか？

A. 給付には7種類あります。

■入院治療を必要とする程度の健康被害で医療を受けた場合

① 医療費 ② 医療手当

■日常生活が著しく制限される程度の障害がある場合

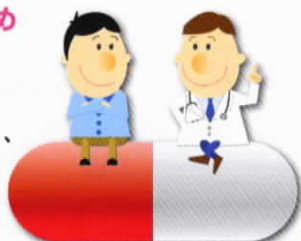
③ 障害年金 ④ 障害児養育年金

■死亡した場合

⑤ 遺族年金 ⑥ 遺族一時金 ⑦ 葬祭料

給付額は種類ごとに定められております。

なお、それぞれについて請求期限がございますので、ご注意ください。



Q. 救済の対象にならない場合がありますか？

A. 下記の場合は救済の対象になりません。

① 医薬品の副作用のうち入院治療を要する程度ではなかった場合などや請求期限が過ぎてしまっている場合、医薬品の使用目的・方法が適正と認められない場合

② 対象除外医薬品による健康被害の場合

③ 法定予防接種によるものである場合

④ 医薬品の製造販売業者などに損害賠償の責任が明らかの場合

⑤ 救命のため、やむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用したことによる健康被害で、その発生があらかじめ認識されていたなどの場合

